

労働者派遣と請負の区分基準（告示 第二条抜粋）

一 自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するか？ イロハ全てに該当

イ 業務遂行方法の指示・管理を自ら行っていること (1)及び(2)に該当

- (1) 業務の遂行方法に関する指示・管理を自ら行っているか
- (2) 業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行っているか

ロ 労働時間等の指示・管理を自ら行っていること (1)及び(2)に該当

- (1) 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に対する指示その他の管理を自ら行っているか
- (2) 労働時間の延長や休日労働における指示その他の管理を自ら行っているか

ハ 秩序の維持、確保等のための指示・管理を自ら行っていること (1)及び(2)に該当

- (1) 服務上の規律に関する決定・管理を自ら行っているか
- (2) 労働者の配置決定・変更を自ら行っているか

二 請負者に業務処理上の独立性があるか？ イロハ全てに該当

イ 自らの責任の下に資金を調達し、支弁を行っていること

ロ 民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと

ハ 単なる労働力の提供になっていないこと (1)(2)のいずれかに該当

- (1) 業務を行う上での機械、設備もしくは機材または材料もしくは資材は、自ら準備・調達しているか
- (2) 自らの技術・経験に基づいて、業務を発注者から独立して行っているか